

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

日本国内の中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に大きく貢献してきました。しかし、その中小業者を支えている「家族従業者の働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第 56 条では、「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)と定められており、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は年間 86 万円、家族従業者の場合は年間 50 万円で、家族従業者はこの控除が所得とみなされるため、社会的・経済的にも困難な状況に置かれています。

税法上では、青色申告にすれば給与として経費参入することができるが、同じ労働に青色と白色で差をつけること自体が矛盾しています。

事業所で働く事業主の配偶者である女性からは「夫のパートナーとして商売に欠かせないのに、妻の働いた対価は給料扱いされない」、「妻を一人前の従業者として認めて、夫の所得からの控除ではなく、給料にしてほしい」という多くの声が上がっています。

アメリカ、ドイツ、フランス、韓国など、世界の主要国では税法上も「自家労賃は必要経費である」と認めています。

よって、本市議会では、国に対し、家族従業者の労働の社会的評価をし、働き分を正当に認め、人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止することを求めます。

以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 10 月 2 日

名取市議会議長 佐藤 賢 祐

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿